

一般社団法人 富山県手をつなぐ育成会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県手をつなぐ育成会(以下「本会」と称する。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を、富山県富山市安住町5番21号に置く。

(目的)

第3条 本会は、知的障害者が一人の人間としての基本的人権が尊重され、社会であたりまえに生活できるよう、理解・啓発活動、相談・支援活動、権利擁護推進活動をすることにより、知的障害者とその家族の生きがいの充実と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 知的障害者の障害理解及び権利擁護の推進に関する相談、啓発、広報活動
 - (2) 知的障害者に対する教育、療育及び福祉施策の総合的な推進活動
 - (3) 知的障害者が地域で安心して暮らせる共生社会をめざした地域福祉推進活動
 - (4) 知的障害者の家族の子育て支援、家族支援施策の総合的な推進活動
 - (5) 知的障害者及びその家族の交流、研修活動
 - (6) 知的障害者とその家族及び社会理解と啓発について必要な事業
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、富山県において行うものとする。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した知的障害者の家族。
 - (2) 賛助会員 知的障害への理解があり本会の目的に賛同して入会したもの
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会費等)

- 第6条** 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。
2. 理事長は、理事会の議決を得て、生活保護世帯であること、その他特別の理由により、正会員の会費徴収を免除することができる。
 3. 会員は、会員名簿に所定の事項を登載しなければならない。

(退会等)

- 第7条** 障害の本人が死亡したとき、その家族は正会員を退会したものとみなす。
2. 会員が、本会の名誉を棄損し、又は目的に反する行為等により秩序を乱したときは、総会の決議を経て除名することができる。ただし、総会は、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

第3章 会 議

(会議の種類)

- 第8条** 本会に、総会及び理事会を置く。
2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 3. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(会議の構成)

- 第9条** 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、すべての理事で構成する。

(決議事項)

- 第10条** 総会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会においては、定款に定めのあるもののほか、次の事項を決定する。
- (1) 総会の議決した事項の執行
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他本会の運営に関する必要な事項
3. 理事会運営委員会において、理事会に付議する事項について審議する。

(会議の開催)

- 第 11 条** 総会は、通常総会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して請求のあったとき。
 3. 理事会は、随時開催する。

(会議の招集)

- 第 12 条** 通常総会は、理事長が招集する。
2. 臨時総会は請求の日から 20 日以内に理事長が招集しなければならない。
 3. 理事会は理事長が招集する。

(会議の議長)

- 第 13 条** 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選任する。
2. 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(会議の定足数等)

- 第 14 条** 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって議決、又は他の正会員を代理人として表決権の行使を委任することができる。書面表決者又は表決を委任したものは、総会に出席したものとみなす。
 3. 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(決議)

- 第 15 条** 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 3. 理事会の議決は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

- 第 16 条** 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 総会の議事録は、議長及び総会において指名された議事録署名人 2 名が記名押印する。
 3. 理事会の議事録については、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の種類と定数)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 25名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、総会において承認する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が選任する。
4. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務を総括しその業務を執行する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
4. 監事は、本会の業務の執行状況及び財務会計を監査する。
5. 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第20条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時までとする。

2. 補欠によって選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第17条に定める定数に欠くこととなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 役員が本会の名誉を棄損し、又は本会の目的に反する行為があったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

(事務局及び職員)

- 第 22 条** 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
 3. 職員の任免は、理事長が行う。

第 5 章 会 計

(事業年度)

- 第 23 条** 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 24 条** 本会の事業計画書、収支予算書などの書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第 25 条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、総会に提出し、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については総会に提出し、第 1 号、及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。
3. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 26 条** この定款を変更しようとする時は、理事会の決議を経て、総会の承認によって変更することができる。

(解散)

第 27 条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

- (1) 総会の決議に基づいて解散する場合
- (2) 解散事由の発生
- (3) 合併（合併により当該法人が消滅する場合）
- (4) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第 28 条 前条により解散したときの残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 公告の方法

(公告の方法)

第 29 条 本会の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 8 章 雑 則

(委任)

第 30 条 この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第23条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の一般社団法人移行当初の代表理事として、以下の者を選出する。

理事長 四 方 正 治